

「十分な知見を有する者」を担保するための講習

令和6年7月1日現在

※本資料は、環境省及び経済産業省において、講習の内容を確認し、「十分な知見を有する者」を担保するための講習として、その適正性を確認した講習を示すものです。
ただし、本資料に記載のある講習以外にも、該当する講習はあり得ます。

適正性が確認された講習名	区分 (B又はC)	定期点検 に関する 十分な知見	充填に関 する十分 な知見	C 区分の場合には 対象となる機器の上限値	備 考
<p>【講習名】 デンソー冷凍機研修</p> <p>【実施団体】 株式会社デンソー</p> <p>【連絡先】 株式会社デンソー カスタマーサービス技術部 資料・教育開発室 竹山、青木 電話：0566-56-0570</p>	C	○	○	<p>①輸送用冷凍・冷蔵ユニット（トラック用冷凍機、海上コンテナ用冷凍機） ②自動車用エアコンディショナー（自動車リサイクル法の対象製品は除く。） ③鉄道車両用エアコンディショナー ④その他輸送機械用エアコンディショナーであって、圧縮機に用いられる原動機の定格出力が 30kW 以下のもの</p>	<p>以下の者が受講可能 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務3年以上の経験を保有する者</p>
<p>【講習名】 冷媒フロン類取扱知見者講習</p> <p>【実施団体】 一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会</p> <p>【連絡先】 一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会 技術部 小石川 電話：03-3536-1030</p>	B 又はC (開催スケジュールによる)	○	○	<p>講習修了者が勤務する事業所が所有又は管理する原動機等の定格出力が 75kW 以下の空調機器・冷凍冷蔵機器</p>	<p>日本冷蔵倉庫協会が提示する知識を有し、下記①又は②に該当する者が受講可能 ①高圧ガス製造又は管理の1年以上の実務経験を有し、高圧ガス製造保安責任者（第1・2・3種冷凍機械）免状を保有している者 ②冷凍冷蔵設備の運転や点検・整備の3年以上の実務経験のある技術者で、高圧ガス保安法並びにフロン回収・破壊法及びフロン排出抑制法に違反したことがない者</p>
<p>【講習名】 群馬県フロン類充填回収技術講習会</p> <p>【実施団体】 群馬県、一般社団法人 群馬県フロン回収事業協会</p> <p>【連絡先】 一般社団法人 群馬県フロン回収事業協会 住所：〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町一丁目7番12号 住宅公社ビル4階 電話：027-260-8234</p>	C	○	○	<p>空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力 25kW以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は電動源エンジンの定格出力が 15kW以下の機器</p>	<p>下記①～③の条件を満たす者が受講可能 ①群馬県フロン回収促進協議会及び群馬県フロン回収事業協会が実施した「群馬県フロン回収技術講習会」を受講、講習後の修了試験に合格し、群馬県知事の修了証を交付された者、またはフロン類回収の十分な知見を有する者（フロン類回収の十分な知見を有する者とは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 充填回収業者等に関する運用の手引き」の「回収に関する基準」において定める「フロン類回収の十分な知見を有する者」に列記された資格を有する者とする。） ②日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検及び冷媒の充填に3年以上の実務経験を有する技術者であって、直近5年間高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法（フロン排出抑制法）を遵守し、違反したことがない者 ③現在及び今後にわたり冷媒フロンの充填作業等に携わる予定のある者</p>

適正性が確認された講習名	区分 (B又はC)	定期点検 に関する 十分な知見	充填に関 する十分 な知見	C 区分の場合には 対象となる機器の上限値	備 考
<p>【講習名】 静岡県フロン類取扱・管理技術者講習会</p> <p>【実施団体】 一般社団法人 静岡県フロン回収事業協会</p> <p>【連絡先】 一般社団法人 静岡県フロン回収事業協会 住所：〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町6番1号南町 第1ビル 電話：054-289-3666</p>	C	○	○	空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力 25kW以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力が 15kW以下の機器	以下の者が受講可能 日常の業務において、日常的に業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験を3年以上有し、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法（フロン排出抑制法）を遵守し、違反したことがない者
<p>【講習名】 海技者のためのフロン類取扱技術者講習</p> <p>【実施団体】 独立行政法人 海技教育機構</p> <p>【連絡先】 独立行政法人 海技教育機構 住所：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話：045-212-0005</p>	B	○	○		以下の者が受講可能 一級～五級海技士（機関）のいずれかの海技免状を取得している者
<p>【講習名】 ダイキンフロン類取扱技術者講習</p> <p>【実施団体】 ダイキン工業株式会社</p> <p>【連絡先】 ダイキン工業株式会社 住所：〒108-0075 東京都港区港南 2-18-1 JR 品川イーストビル 電話：03-6716-0134</p>	B 又はC (開催スケジュールによる)	○	○	圧縮機電動機の定格出力が 100kW 以下又は動力源エンジンの定格出力が 40kW 以下の業務用冷凍空調機器	以下の者が受講可能 【B 講習】 ・ダイキン工業株式会社によるサービスエンジニア認定制度に基づく認定者で、冷凍空調機器の保守サービスの実務経験を1年以上有し、かつ、高圧ガス製造保安責任者（第1・2・3種冷凍機械）免状を保有している者 【C 講習】 ・ダイキン工業株式会社によるダイキン冷媒配管施工技術認定制度に基づく認定者で、冷凍空調機運器の冷媒充填作業を含む設置工事や試運転作業の実務経験を3年以上有し、高圧ガス保安法並びにフロン回収・破壊法及びフロン排出抑制法に違反したことの無い者 ・ダイキン工業株式会社によるサービスエンジニア認定制度に基づく認定者で、冷凍空調機器の保守サービスの実務経験を3年以上有し、高圧ガス保安法並びにフロン回収・破壊法及びフロン排出抑制法に違反したことの無い者

※これらの講習については、法の内容への適合性は確認していますが、受講料や講習の開催日時等の個別の内容については各実施団体にお問い合わせ下さい。

※デンソー冷凍機研修（特別講習）については、令和6年7月1日をもって廃止されており、以降の講習は実施されていない。